「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

弊行は、外国為替及び外国貿易法(外為法)第 17 条で規定されている銀行等の確認義務の確実な 実施のため 以下の規制にお客様のご送金取引等が該当しないことを確認させていただいております

実施	のため、 以下の規制にお客様のご送金取引等が該当しないこと を確認させていただいております。
項 番	確認事項
1	資産凍結等経済制裁対象者等との取引
2	北朝鮮の「貿易に関する支払規制」 ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの ・北朝鮮を仕向地とする全ての貨物の輸出または仲介貿易に係るもの
3	北朝鮮の「資金使途規制」 ・北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動に寄与する目的で行われるもの
4	北朝鮮に対する「支払の原則禁止」 ・人道目的かつ10万円以下の場合を除く北朝鮮に住所や居所を有する個人もしくは、北朝鮮に主たる 事務所を有する法人等への支払(当該個人・法人等が実質的に支配する法人等への支払を含む)
5	イランの「資金使途規制」 ・イランの核活動等に寄与する目的で行われるもの
6	イランの「資本取引規制」、「対内直接投資規制」 ・イラン関係者(イラン政府、イラン国籍の非居住者またはイラン法令に基づき設立された法人等)に よる核技術等に関連する特定業種を営む会社の株式または持分の取得等(対内直接投資等に該当する もののほか、対内直接投資等に該当しない場合のこれらの者への当該株式または持分の譲渡を含む。)
7	ロシアおよびベラルーシの特定団体(ロシア中央銀行を除く)に対する支払等の規制 ※当該団体により株式の総数又は出資の総額に占める割合の50%以上を直接に所有されている団体 (本邦内に住所を有する団体を除く)に対する支払等を含みます。
8	以下の取引又は行為及びこれらに係る支払等の規制 (i) ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡 (ii) ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集 (iii) ロシアの特定銀行(当該銀行により株式の総数又は出資の総額に占める割合の50%以上を直接に所有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する 団体を除く)を含む。)による本邦における証券(償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る。)の発行又は募集 (iv)上記(ii)及び(iii)に掲げる発行又は募集のための労務又は便益の提供
9	以下の役務取引及び当該取引に係る支払等の規制 (i)ロシア、ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供 (ii)ロシア、ベラルーシの特定団体に対する技術の提供 (iii)ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務又は便益の提供または当該者から受託する信託契約 (iv)ロシア法人等に対する会計・監査業務、経営コンサルタント業、土木建築サービス業及びプラントエンジニアリング業に係る労務又は便益の提供 (v)ロシア、ベラルーシ以外の国の特定団体(軍事関係団体)への技術の提供
10	(V)ロシア、ペラルーシ以外の国の特定団体(単事関係団体)への技術の提供 以下の対外直接投資及び当該対外直接投資に係る支払等の規制 (i)ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(他者と共同設立する組合その他の団体によるロシアにおける事業活動に充てるための本邦から外国へ向けた支払を含む) (ii)ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる事業に係る対外直接投資(ロシアに居住する自然人、ロシア企業等又はこれらに実質的に支配されている法人その他の団体と共同設立する組合その他の団体による外国における事業活動に充てるための、本邦から外国に向けた支払を含む。) ※出資比率が 10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が対象となります。
11	以下の取引及び当該取引に係る支払等の規制 ・上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする海上において輸送される原油及び石油 製品の購入等に関連するサービス(金銭の貸付契約または債務保証契約)の提供の禁止措置
12	その他の規制 ・漁業、皮革もしくは皮革製品、武器もしくは武器製造関連設備の製造業または麻薬等の製造業を行う 組合などの事業活動に充てる支払

※最新情報及び詳細は財務省のHP等をご確認ください。

財務省HP:トップページ>財務省の政策>国際政策>外為法関係・為替政>外国為替及び外国貿易法(外為法)の概要>経済制裁措置及び許可手続

米国OFAC規制に関する留意点について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体などについて、取引禁止や資産凍結などの措置を講じており、そうした規制はOFAC規制と呼ばれています。

OFAC規制は、米国人・米国金融機関を含む米国法人のほか、米国内に所在する外国人・外国法人に適用され、主に米国で決済される米ドル建取引が規制の適用を受けます。本邦で受付する外国為替取引であっても、「制裁対象者」の関与する米ドル建取引等は規制対象となり、お客さまの取引が規制に該当した場合、海外の銀行からお取引を制限されるなど、その後のお取引にも支障が生じる可能性があります。

以上をふまえ、弊行では、以下のお取引はお受けできませんので、お客さまにおかれましては、これ らに該当しないお取引であることに十分にご留意・ご確認頂きますようお願い申し上げます。

OFAC規制に基づき、当行でお受けしない取引(2024年4月)

- 1. 以下のA、Bのいずれかに該当する、米ドル建の取引
- A. お取引の関係当事者の所在地や取引の関係地等(※1)に、北朝鮮、イラン、シリア、キューバ、イラク(文化財)、 クリミア地域、ドネツク人民共和国(自称)、ルハンスク人民共和国(自称)、ベネズエラ政府が含まれている場合
- B. 米国政府により特定されている、テロリスト、麻薬取引者、大量破壊兵器取引者、多国籍犯罪組織などの関与する 取引
- 2. 米ドル建以外であっても、上記A、Bのいづれかに該当し、かつ以下に該当する取引

米国人、米国内に所在する者(米国内の外国法人・外国人を含む)、米国法人(米国外の米国籍の法人を含む)、 米国金融機関(在米支店等の米国所在の金融機関・米国に本店を置く金融機関の米国外拠点を含む)

(※1)お取引の関係当事者とは、送金人、受取人、輸入者、輸出者、荷受人、取引に関与する銀行、船会社、航空会社、輸送船、航空機、荷揚/積荷業者、ターミナルや埠頭の所有者・運営者(運営会社)等を指します。 また、関係地とは、原産地、船積地、荷揚地、仕向地、船籍等を指します。

なお、お取引の受付後であっても、お客さまよりご依頼頂いたお取引が経済制裁規制(OFACを含む)に該当する恐れがある場合には、弊行よりお取引の内容を確認させて頂き、その結果によっては、 弊行の判断により、当該お取引の中止又は取消等を行うことがございます。

お取引内容の確認については、弊行の調査とは別に、送金経由銀行、あるいは送金受取銀行である 米国金融機関が別途独自の調査を実施する可能性がありますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、OFAC規制による理由で資産凍結の措置が講じられた場合、取引の代り金としてお預かり した資金の返却は致しかねます。そうした場合にはお客さまご自身にて、OFACに対する凍結解除 の申請等、然るべき ご対応を頂く必要がございますので、予めご承知置き下さい。

※OFAC規制の詳細についてはOFACのホームページにてお客さまご自身でご確認願います。 http://www.treasury.gov/resource-center/sanctions/Pages/default.aspx

ご依頼の外国送金等に関するお取引は、外為法及び米国OFAC規制に基づく上記の規制に該当するものではないこと、また、上記に掲げるものの他にも、我が国及び米国や国際機関等の経済制裁等によって禁止または制限される取引に該当するものではないことのご申告として、「外国為替に関するお取引概要」又は/及び「外国送金依頼書兼告知書」の該当欄にチェックをお願いします。